

# 中央区立晴海中学校いじめ防止基本方針

平成27年3月25日 校長決定

平成31年4月 1日 一部改定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

### (1) 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

学校はいじめ問題に適切に対処し、生徒が安心して学校生活をおくることができるようにすることが重要な課題である。

晴海中学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法および中央区いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止の対策に関する基本的な方針を定める。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの学級でも、どの生徒にも起こりうるとの認識に立ち、学校は家庭、地域、教育委員会と連携して、「いじめを生まない学校づくり」など未然防止への取組を進めるとともに、いじめを察知した場合には、早期発見・早期対応を基本とした取組を講じ、速やかに解決に努める。

## 2 いじめ防止等のための組織

本校は法第22条の規定に基づいて、「学校いじめ対策委員会」を組織する。

### (1) 構成メンバー

校長・副校長・生活指導主任・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・心の教育相談員とする。

### (2) 掌握事項

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。
- ・いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめへの早期対応を迅速
- ・適切に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

## 3 晴海中学校における取組

### (1) いじめの未然防止のための取組

#### ア 教育課程へ位置づけ

いじめのない学校づくりを教育課程に位置づけ、心の教育を重視した取組を進める。

#### イ 人権尊重教育・道徳教育の充実

教育活動全体を通して人権尊重教育や生命尊重教育について計画的に推進する。  
特に道徳を中心として、いじめに向かわない態度や能力の育成を図る。

ウ 体験活動の充実

様々な体験活動をととして、他者との関わり方やコミュニケーション能力を養い思いやりの心や自尊感情の育成、命の大切さに気づかせる指導を行う。

エ わかる授業づくり

学習の基礎基本の定着を図り、学力の向上をめざすわかる授業の実践を進め、生徒が自己肯定感を高め、達成感や充実感をもつことができる学習指導に努める。

オ 生活指導の充実

集団の一員として規律正しい生活を送る規範意識を高めることで、いじめは絶対に許されない行為であるという認識をもたせる指導を行う。

カ 自主・自律を促す活動の充実

生徒会活動や学級活動を通して、生徒一人ひとりが集団の中で役割を担う中でいじめを主体的に考え、自治的・自律的にいじめ防止に向けた取組ができる指導を行う。

キ 生徒と教職員の関わりの充実

学校生活における日常的な関わりや、デイリーライフ（生活記録）等を活用し、担任と生徒および保護者との連絡を密にし、生徒の小さな変化に丁寧に対応し、信頼関係を構築する。

ク 保護者への啓発の充実

保護者会や教育相談をととして保護者との信頼関係を深め、いじめ防止に向けた取組を進めることで、学校と家庭が連携していじめを許さない雰囲気作りに努める。

ケ 情報リテラシー・情報モラル教育の充実

インターネットの使い方やルール・マナーを向上させるために、生徒や保護者に対して情報モラル教育や啓発活動を行う。

## （２）いじめの早期発見のための取組

ア アンケート調査の定期的な実施

いじめの未然防止と早期発見のために、全校生徒を対象にしたいじめアンケートを学期に１回・ふれあい月間に行う。

イ 教育相談の実施

年２回、全校生徒を対象にした三者面談を実施する。また、１年生全員にスクールカウンセラーとの個人面接を行い、生徒や保護者がいじめを訴えやすい校内組織を構築する。

ウ 情報共有の推進

週１回生活指導部会を開き、生徒指導や面談等の内容を確認する。早期に情報の共有化を図り、組織的にいじめ防止にあたる。

エ 外部機関との連携

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、教育センター、医療機関、警察、児童相談所と連携を図り、生徒が相談しやすい環境を整える。

## （３）いじめの早期対応の取組

ア 速やかな対応

いじめが発見された場合やその通報を受けた場合には、特定の教職員がいじめの問題を抱え込まず、学校全体で速やかに対応する。

イ 安全確保

いじめを受けた生徒およびいじめを知らせてきた生徒が安心して学校生活をおくることができるよう、組織的に安全確保を図る。

ウ いじめを行った生徒・保護者への対応

教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った生徒およびその保護者への指導を行う。

エ いじめを見ていた生徒への対応

いじめを見ていた生徒が自分の問題としてとられられるよう指導する。状況に応じて、学活、学年集会等を開き、指導にあたる。

オ 保護者との情報共有

保護者への支援・助言および保護者会の開催などによる保護者との情報共有を行う。

カ 外部機関との連携

関係機関との相談・連携を図るとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については警察に相談する。

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

##### (2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

##### (3) 調査の趣旨および調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

##### (4) 調査結果の提供および報告

学校または教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。